

委 託 契 約 書 (案)

委託件名 広島商船高等専門学校学寮給食業務委託

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構広島商船高等専門学校契約担当役事務部長
植村 剛（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）及び代行保証人
（以下「丙」という。）との間において、上記の委託（以下「給食業務」という。）に
ついて、次の条項により委託契約を結ぶものとする。

- 第1条 甲は、広島商船高等専門学校学寮及び学生食堂の適正かつ円滑なる運営を図るため、給食業務を乙に委託する。
- 第2条 乙は、給食業務の実施にあたり食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守し教育機関における給食業務であることを十分に認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。
- 第3条 給食業務の実施細目は、別に定める。
- 2 乙は、仕様書及び前項の実施細目を遵守するほか、本校の担当職員の指示に従い、給食業務を実施するものとする。
- 第4条 委託期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- 第5条 乙は、給食費として甲の承認する金額を毎月本校寮生から徴収するものとする。
- 第6条 給食業務に要した電気料、水道料、電話料、ガス料等は乙の負担とする。
- 第7条 甲は、給食業務に必要な施設及び設備・備品（以下「施設等」という。）として、実施細目に定める施設等を乙に使用させるものとする。
- 第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用するとともに、その使用に当たっては、施設等の一部が教職員、学生等のための食堂その他厚生施設と共用していることに留意しなければならない。
- 2 施設等の維持、保全のため必要とする経費は甲の負担とする。ただし、施設等に係る消耗品など軽微な費用はこの限りでない。
- 第9条 乙は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 第10条 乙は、施設等を給食業務以外に使用し又は第三者に貸与してはならない。
- 2 乙は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときは、甲の承認を受けなければならない。
- 第11条 乙は、本契約による給食業務を第三者に実施させてはならない。
- 第12条 乙は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、前項を履行するため、賠償責任保険に加入しなければならない。
- 第13条 この契約期間中において、乙が労働争議、災害その他の事情によって業務を遂行できなくなった場合には、丙は、別に定める業務代行保証に関する細則に基づきその業務を代行するものとする。
- 第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しなかったとき又は正当な理由なく甲の指示

に従わなかったときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、甲に対し前項の契約の解除について異議の申し立て又は損害賠償請求その他一切の請求をすることができない。

第15条 甲又は乙が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、2か月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。

第16条 委託期間が満了したとき又は前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は、施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は文部科学省が定めた製造請負契約基準によるものとする。

第18条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じたときは、双方誠意をもってこれを解決するものとする。

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、広島商船高等専門学校所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙及び丙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、3通作成し、各々で各1通を所持するものとする。

平成26年 月 日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1
独立行政法人国立高等専門学校機構
広島商船高等専門学校
契約担当役 事務部長 植村 剛

乙

丙